水害ハザードマップについて

近年、大規模水災害の頻発により甚大な被害が生じており、不動産取引時においても、水害リスクに係る情報が契約締結の意思決定を行う上で重要な要素となっています。そのため、宅地建物取引業者が不動産取引時に、ハザードマップを提示し、取引の対象となる物件の位置等について情報提供するよう、重要事項説明の対象項目として追加し、不動産取引時にハザードマップにおける取引対象物件の所在地について説明することが義務化されております。

（１）宅地建物取引業法施行規則について

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）においては、宅地又は建物の購入者等に不測の損害が生じることを防止するため、宅地建物取引業者に対し、重要事項説明として、契約を締結するかどうかの判断に多大な影響を及ぼす重要な事項について、購入者等に対して事前に説明することを義務づけていますが、今般、重要事項説明の対象項目として、水防法（昭和 24 年法律 193 号）の規定に基づき作成された水害ハザードマップにおける対象物件の所在地が追加されました。

（２）宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（ガイドライン）について

上記（１）の改正に合わせ、具体的な説明方法等を明確化するために、以下の内容等が追加されました。

・水防法に基づき作成された水害（洪水・雨水出水・高潮）ハザードマップを提示し、対象物件の概ねの位置を示すこと。
・市町村が配布する印刷物又は市町村のホームページに掲載されているものを印刷したものであって、入手可能な最新のものを使うこと。
・ハザードマップ上に記載された避難所について、併せてその位置を示すことが望ましいこと。
・対象物件が浸水想定区域に該当しないことをもって、水害リスクがないと相手方が誤認することのないよう配慮すること。

令和 4 年 3 月、松山市では平成 27 年に発行した「まつやま防災マップ」を全面リニューアルし、新たに「まつやま総合防災マップ」が作成されました。

私たち「あなぶき不動産流通」はあらゆる視点からお客様の大切な不動産の価値を評価させていただきます。地域密着の不動産会社として今後もお客様に喜んでいただけるお取引が行えるよう精進していきたいと思います。愛媛県内の不動産に関するご相談等は「あなぶき不動産流通 松山店」までご連絡ください。

≪情報元：国土交通省ホームページ≫